

文化庁に提出した現天守閣解体に係る現状変更許可申請書の概要

今回文化庁に提出した現状変更許可申請の内容については次の通り。

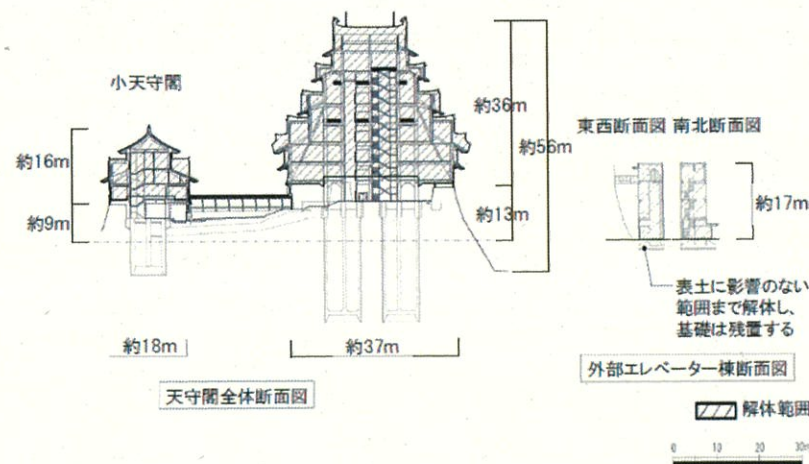
(1) 現状変更等又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由

- ・ 現天守閣は、耐震性が極めて低くコンクリートの中酸化も進行し老朽化により外壁が剥落するなど危険な状態。
- ・ 現在は暫定的に入場を禁止としているが、このままの状態を放置することはできない。
- ・ 天守台穴蔵部分の石垣は、現天守閣の建設時に改変されており、石垣を適切に保存・修復していくためには、現天守閣を解体した上で発掘調査を行い、現状を正確に把握する必要がある。

(2) 解体の対象となる建築物等

- ・ 大天守閣：鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建 延べ床面積 4,698.9 m²
- ・ 小天守閣：鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建 延べ床面積 849.1 m²
- ・ 外部エレベーター棟：鉄骨造平家建 延べ床面積 35.8 m²
- ・ その他付属物：小天守西側にある屋外階段及び空調室外機
- ・ 園内施設物：仮設栈橋及び仮設構台の設置に支障となる案内看板等

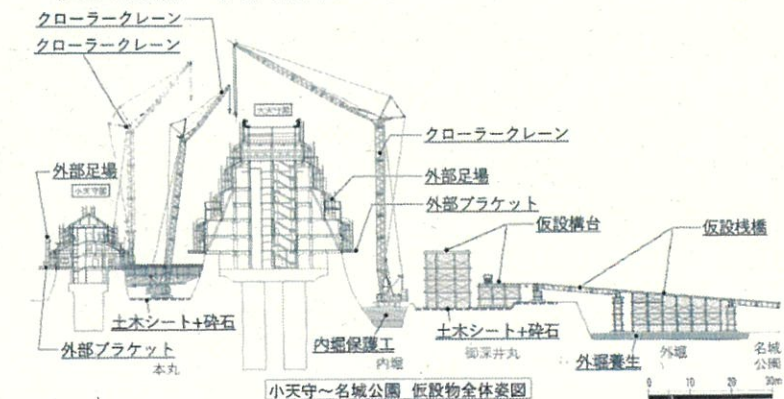
(3) 解体工法及び解体の範囲



- ・ 解体工法は工事に伴う振動が小さい切断工法によるブロック解体
- ・ 解体範囲については大天守閣、小天守閣とも地上部分（1階床面より上の部分）とする。

(4) 設置される仮設物

<仮設栈橋・仮設構台のイメージ>



- ・ 仮設栈橋
- ・ 仮設構台
- ・ 内堀保護工
- ・ 大型土のう
- ・ 砕石養生(砕石+土木シート)
- ・ 外部足場・外部ブラケット
- ・ 仮囲い等
- ・ 仮設設備
- ・ クローラークレーン等

(5) 樹木の移植・伐採及び剪定

- ・ 仮設物設置範囲内の樹木については来歴及び樹種により移植・伐採及び剪定を行う。
移植本数：25本（中・高木） 伐採本数：178本（中・高木）
- ・ 対象樹木の来歴等を調査した結果、今回伐採の対象となっている樹木については近現代（明治以降）に植栽されたものである。

(6) 発掘調査

- ・ 仮設栈橋及び仮設構台の設置に際し、御深井丸及び小天守閣西側においてトレンチ調査を行い、遺構面の深さ及び遺構の密度を事前に確認する。

(7) 地盤調査

- ・ 仮設構台及び仮設栈橋を設置する地盤の耐力を確認するため平板載荷試験を行う。
併せて、天守台及び外堀等においてボーリング調査を行う。

(8) 解体に伴う石垣等遺構への影響

- ・ 解体に伴う振動が石垣等遺構へ影響を及ぼさない工法を採用し、解体範囲を石垣に一切手を加えない範囲としているため石垣等遺構への影響は軽微である。
- ・ 解体時における落下物等による遺構の毀損を防止するため、建物外周部に外部足場を設置し遺構を保護する。

(9) 仮設物設置に伴う遺構への影響

- ・ 仮設構台及び仮設栈橋、内堀保護工、解体に使用する揚重機（クローラークレーン等）、工事車両の通行などが史跡に与える影響について、工学的な解析を行った結果、影響は軽微である。

(10) 解体により建物の荷重が除荷されることによる石垣への影響

- ・ 建物の荷重が除荷されることによるリバウンドの影響について工学的解析を行った結果、影響は軽微である。

(11) 現状変更許可の申請期間

- ・ 現状変更許可を取得した日から2021年7月末日まで

(12) 留意事項に対する石垣部会の意見

- ・ 石垣や地下遺構の調査がまだ行われておらず、現況把握ができていない中での工事計画において、石垣への影響が軽微であるとの結論が導き出されているのは承服しがたい。そのような調査を実施するための、職員も不足しており、現天守閣解体に関する工事計画を推し進めることは容認できない。